掲示期間 4.2-4.11

新潟市告示第２９７号

証明書等自動交付事務委託について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項に基づき、印鑑登録証明書交付手数料、住民票関係写し交付手数料、住民票関係記載事項証明手数料、磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている全部の事項もしくは一部を証明した書面の交付手数料の徴収及び収納を、平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの期間、次のとおり委託したので、同施行令第１５８条第２項の規定により告示する。

平成３０年４月２日

新潟市長　篠田　　昭

徴収店舗	範囲	収納及び委託契約締結先
・セブンイレブン ・ローソン ・ファミリーマート ・サークルK ・セーブオン ・イオンリテール	・コンビニエンスストア事業等を行う者の直営店 ・コンビニ事業者等との間で加盟店基本契約を締結している加盟店 ・コンビニ事業者等とエリアフランチャイズ契約を締結しているエリアフランチャイザーの直営店 ・エリアフライチャイザーとの間でフランチャイズ契約を締結している加盟店	東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構 理事長　吉本　和彦